平成２３年（フ）第１７５６８号
東京都世田谷区梅丘１丁目35―13―501
債務者　森田　道人
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７６号
東京都立川市栄町４丁目２番地の14ＶＩＬＬＡ　Ｆａｌｃｏｍ204号
債務者　西川　勇樹
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５０９号
東京都八王子市元本郷町３丁目12番20―102号
債務者　野嶌　澄恵
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７５５３号
東京都墨田区東向島３丁目17―10―803
債務者　坂本　喜治
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１４号
群馬県渋川市北橘町八崎215番地の４
破産者　有限会社ふなばし商産
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
群馬県渋川市横堀８番地５
破産者　須田　育男
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３１号
埼玉県戸田市美女木７丁目５番７号
破産者　信光精機株式会社
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６４号
埼玉県川口市青木４丁目16番７号―Ａ
破産者　有限会社ロードサイド
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２２号
埼玉県上尾市大字瓦葺字新堀付1726番15
破産者　株式会社ワイズセブン
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９４号
千葉県佐倉市井野1008番地59　エクセレントヒルズ204、申立時の住所千葉県佐倉市ユーカリが丘７丁目10番８号
破産者　時田眞奈美
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１２６号
松江市南平台20番15号
破産者　柳浦　信夫
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１１号
群馬県前橋市箱田町132番地４
破産者　依田　久男
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
群馬県渋川市中郷72―３、住民票上の住所群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉1182番地
破産者　尾林　京明
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
名古屋市昭和区川原通７丁目５番地１
破産者　有限会社メディアトラスト
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９０８号
愛知県小牧市堀の内５丁目36番地
破産者　岩崎印刷株式会社
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４５７号
名古屋市東区矢田３丁目２番40号
破産者　ミレニアム司法書士法人
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４号
山形県上山市中山字和江5716番地
破産者　新光精機株式会社
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７３号
山形県上山市十日町４番11号
破産者　株式会社長谷屋
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４３２号
横浜市鶴見区岸谷１丁目27番12号
破産者　株式会社有泉商店
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９号
富山県高岡市戸出西部金屋307番地
破産者　有限会社高正工業
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１７７７号
名古屋市昭和区村雲町25番14号
破産者　中日電気産業株式会社
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部